

令和3年度第1回小田原市みどりの審議会（書面会議） 議事録

1 日 時 令和3年8月5日（木）から令和3年10月6日（水）

2 内容

協議事項

(1) 小田原市みどりの審議会会長、副会長の選任について

報告事項

(1) 小田原市緑の基本計画推進施策の取組状況について（報告）

(2) 第6次小田原市総合計画策定について（報告）

(3) その他(第6次小田原市総合計画案【概要版】)について)

3 出席委員 榑野会長、土屋副会長、西村委員、奥津委員、相原委員

4 議事の概要

協議事項

(1) 小田原市みどりの審議会会長、副会長の選任について

小田原市みどりの審議会規則第5条第1項の規定により、会長及び副会長を1人置くこととしており、委員の互選により定めることになっております。事務局としては、会長を榑野委員、副会長を土屋委員に引き続きお願いすることを委員の皆様提案させていただきました。結果は以下のとおりです。

<回答状況> 委員数 5人 回答数 5人

<結果> 榑野委員を会長として承認しますと回答した委員数 5人

土屋委員を副会長として承認しますと回答した委員数 5人

以上のことから、榑野委員を会長に、土屋委員を副会長に選任することが承認されました。

報告事項

(1) 小田原市緑の基本計画推進施策の取組状況について（報告）

委員 : 緑の基本計画に基づき、庁内横断的に緑に関する諸施策を多岐にわたりまとめていることは高く評価される。緑の基本計画については、今回の第6次小田原市総合計画（資料2）には、「関連計画」として記載されているが、資料3の実行計画（重点施策）において、これらの緑に関する諸施策はどの程度各重点施策に反映されていますか。

事務局 : 緑に関する諸施策について、7つの重点施策への直接的な取組としての位置付けはありませんが、重点施策「環境・エネルギー」の「地球循環共生圏の構築と森づくり」などに、一定の要素として反映されているものと考えています。また、基本構想の2030年の姿に、「緑に囲まれたパブリックスペース」と記載しています。

- 委員 : 「歴史的景観の拠点と一体のみどりのまちづくり みどり豊かな歴史的まち並の保全・形成」(計画 NO. 67)
松永記念館の周辺はまち並が整っており、このような歴史的建造物が残る地区については、街づくりの有効施策である風致地区の指定など景観制度を含めて検討していただきたい。
- 事務局 : 板橋・南町地区など歴史的な建造物が残る地区については、現時点では風致地区の指定は難しいが、歴史的建造物と一体となったみどりの保全・活用に向け、地域住民と勉強会を行っており、まずは、景観計画の重点区域の指定について検討を進めているところです。
- 委員 : 「公園施設等の整備・管理等への民間活力の導入の検討」(計画 NO. 102)
今後、都市公園におけるパーク PFI 制度を導入する可能性はありますか。
- 事務局 : パーク PFI 制度を導入することで、都市公園に民間の優良な投資を誘導し、公園利用者の利便性の向上を図るとともに、市の財政負担を軽減しつつ、都市公園の質の向上が期待できることは認識しています。今後は、既に導入している他市の先進事例を参考に研究を進めることで、パーク PFI 制度導入の可能性を検討していきたいと考えています。
- 委員 : 「いこいの森の保全・活用の推進」(計画 NO. 18)
近隣にある「こどもの森公園わんぱくらんど」「辻村植物公園」の指定管理者に、公募時に連携をするような記載があったと記憶しているが、連携の検討状況はどのようになっていますか。
- 事務局 : こどもの森公園わんぱくらんど・辻村植物公園と近隣施設のいこいの森、フォレストアドベンチャー、フォレストバイクなどの森林総合利用施設の情報を記載した周遊ガイドを作成し、回遊性の向上を図っています。
(添付「ODAWARA FOREST BASE」参照)
- 委員 : 「民有地緑化支援制度等の創設」(計画 NO. 48)
令和2年度実績に8件と記載があるが、植栽本数や生垣の延長等具体的な数値を記載したほうがよいと思います。
- 事務局 : これまで(平成30年度から令和2年度)の実績の内訳を「民有地緑化支援制度等の創設」(計画 NO. 48)に追加します。
- | | | | | |
|--------|-----------|--------|------|----------------------|
| 令和2年度 | 植栽本数 | 55本 | 緑化面積 | 19.7 m ² |
| | 道路沿いの緑化延長 | 84.8m | | |
| 令和元年度 | 植栽本数 | 52本 | 緑化面積 | 26.2 m ² |
| | 道路沿いの緑化延長 | 153.1m | | |
| 平成30年度 | 植栽本数 | 82本 | 緑化面積 | 129.2 m ² |
| | 道路沿いの緑化延長 | 276.6m | | |

- 委員 : 「既存ストックや遊休地等を活用した均衡ある公園の配置」(計画 NO. 72)
用地取得に多額の費用を要することから、借地型公園の可能性はありますか。
- 事務局 : 既に本市には、借地の街区公園が2箇所あり、みどりの広場はすべて借地となっています。こうした中、委員ご指摘のとおり、借地による方法も整備手法の一つとして考えています。
- 委員 : 「指定管理者による自主事業の活用」(計画 NO. 100)
事業者の提案のほかに、自主事業がよりやりやすくなるような仕組みづくりが必要と思うので、検討してください。
- 事務局 : 指定管理者とは、都市公園法に規定する行為制限の範囲内で事業提案を受け入れている状況です。自主事業は、民間事業者の持つノウハウを活用し、公園の利用促進に直接繋がる事業であることから、今後も、定期的に指定管理者と意見交換を行いながら、効果的な自主事業を展開していきたいと考えています。
- 委員 : 「ふるさとみどり基金の利活用基準の作成や体制づくり」(計画 NO. 105)
過去3年の基金充当実績を見ると、基金の急激な減少は見られないと思えますが、街路樹の適正管理、公園用地取得事業に充当していくと急激な減少があると推測され、特に用地取得については多額の費用が必要となり、買取り要望も増えると思えますので、買取りに対する基準等を定めて買取りの順位等を決めて、できる限り平準化していく必要があります。
- 事務局 : 令和4年度以降の生産緑地地区の買取り申出に係る対応として、新規の公園整備を検討しており、その財源としてふるさとみどり基金の活用を考えています。この基金の取崩しについては、本市行財政改善推進委員会の承認を得る必要があることから、新規公園整備の基準等を定め、協議していく予定です。
- 委員 : 「ふるさとみどり基金の利活用基準の作成や体制づくり」(計画 NO. 105)
用地取得後、施設整備とその後の管理費もかかることから、その点も留意しておく必要があります。
- 事務局 : 新たな公園整備については、計画段階から整備後の維持管理方法まで、地域住民や公園利用者などの意見を伺いながら、魅力ある公園整備を目指しているところです。整備完了後も、樹木の剪定や草刈り、花壇の手入れなどの公園管理においては、地域住民の方々と協働で行うことにより、経費節減を図っていききたいと考えています。
- 委員 : 「ふるさとみどり基金の利活用基準の作成や体制づくり」(計画 NO. 105)
基金への寄附については、基金の取り崩しによる施策効果など公表する

などして寄附の増加策を検討しておく必要があります。

事務局 : 基金への寄附者や活用事例については、これまでも市のホームページで紹介してきました。引き続き、市のホームページに掲載するとともに、広報やケーブルテレビなども活用し、広く周知を図り、基金の増加に繋がってきたいと考えています。

委員 : 「ふるさとみどり基金の利活用基準の作成や体制づくり」(計画 NO. 105)
ふるさと寄附金制度の指定が可能ならば、基金への寄附が可能と思います。

事務局 : 現在本市には「ふるさとみどり基金」をはじめ、「社会福祉基金」、「ふるさと文化基金」などの 17 基金があります。ふるさと納税の用途の指定については、「市長におまかせ」、「福祉・医療に関する分野」、「暮らしと防災・防犯に関する分野」などの 9 つの分野に分類されており、その分野の一つである「都市基盤に関する分野」に公園や緑に関する事業が含まれています。ふるさと納税の用途に、「ふるさとみどり基金」を加えることは現時点では難しい状況です。

委員 : 「みどりの基本計画の施策の進捗状況の全体について」
今年度は無理かもしれないが、一覧表の項目に「評価」の欄を設けて、「①計画どおり進捗している。」「②やや進捗が遅れているが施策は実施している。」「③課題があり、計画どおり進捗していない。」「④課題があり、施策等を見直す必要がある。」などの記載があると PDCA サイクルに役立つと思いますので、検討してください。

事務局 : 今後は、委員の意見を参考に「評価」欄を設けるなどの対応を図っていきます。

委員 : 6 つの基本方針、111 の詳細施策ともに、よく整理・取りまとめられており、内容確認しました。効率的な実現のためには、民間手法を参考に、重点化や優先付け、進捗状況、実施責任者、予算、課題などが一括把握できる仕組みが必要と考えます。

事務局 : 本市では緑の基本計画推進施策の取組状況を把握し、本審議会へ年 1 回、取組状況の報告を行っていますが、委員ご指摘のとおり、現在の報告様式では、各施策の進捗状況などを把握することは難しい状況です。詳細施策を効率的に実現していくためには、進捗状況を把握し、評価をしていくことが必要と考えていることから、今後は、「課題」、「評価」などを報告様式に追加していきたいと考えています。

委員 : 質問なし。

委員 : 質問なし。

(2) 第6次小田原市総合計画策定について（報告）

- 委員 : 「第6次小田原市総合計画策定について」、審議会から意見書を提出したい。
- 事務局 : 本意見書については、会長、副会長と調整し、総合計画の担当課に意見書として提出するよう検討する。また、意見書等を提出する際は、各委員に報告することとする。
- 委員 : 「2 緑化の推進と公園の整備・管理に関する詳細施策について」の記載内容は、分量の関係もあるのでこの程度になることはやむを得ませんが、「目標値」において、令和6年度に「再整備した街区公園数（累計）」が2公園というのは、非常に少ない感じがします。どのような理由なのでしょう。
- 事務局 : 街区公園の再整備については、周辺住民のニーズや周辺環境の変化などを踏まえ、地域特性に合った再整備計画を作成し、魅力ある公園づくりを行うため、相当の時間が必要と考えています。また、比較的大きな規模の公園整備を想定しており、費用面においても1箇所当たり数千万円の事業費を見込んでいることから、目標値を2公園と設定しました。
- 委員 : 総合計画と緑の基本計画との関係について、基本計画書 P5 1-3. 計画の位置付けについて、他の計画との関連が理解しづらいところがあると思うので、目標年次の項で再度説明をしておいた方が良いと思います。
- 事務局 : 総合計画と緑の基本計画との関係については、「基本計画書 P5 1-3. 計画の位置づけ、目標年次」を更新した資料を作成します。（別紙1「計画の位置づけ、目標年次」参照）
- 委員 : 総合計画との連鎖が今一つ見えにくいと考えます。総合計画の重点施策や施策体系のどの部分と連携しているのかの記載があったほうが望ましいと考えます。
- 事務局 : 総合計画における施策と、緑の基本計画に関わる詳細施策を関連付けた資料を作成します。（別紙2「総合計画と緑の基本計画との関連性について」参照）
- 委員 : 個人的には「グリーンインフラ」の考え方が総合計画に組み込まれ、みどり公園課主体の実施項目にも取り入れられていない点が残念です。
- 事務局 : 総合計画行政案において、みどり公園課主体の実施項目は、「施策 23 住環境の形成 詳細施策 3 緑化の推進と公園の整備・管理」であり、その中の「民有地や公共空間の緑化支援」はグリーンインフラに関する取組の一つです。また、総合計画の詳細施策に記載している「生産基盤の整備と農地の維持・保全（農業の有する多面的機能発揮促進事業への支援）」、「森林・里山の再生（地域水源林の整備）」などについてもグリーンインフラに関する取組と考えることができます。

委員 : 質問なし。
委員 : 質問なし。

(3) その他(第6次小田原市総合計画案【概要版】について)

委員 : 緑の基本計画については、「23 住環境の形成」の関連計画として記載されているだけなのではないでしょうか。

事務局 : 総合計画の施策である「23 住環境の形成」には、緑の基本計画に記載している詳細施策のうち、主にみどり公園課所管の取組(民有地や公共空間の緑化支援、街区公園・街路樹の再整備、公園等の適切な維持管理など)を盛り込んでおり、「23 住環境の形成」以外の「農林業」、「自然共生・環境保全」などの施策においても、緑の基本計画の詳細施策が反映されています。(別紙2「総合計画と緑の基本計画との関連性について」参照)

委員 : 行政案(全体計画案)には、関連する計画の一つとして、緑の基本計画の考え方は反映されているのでしょうか。

事務局 : 緑の基本計画の考え方(緑地の保全や緑化の推進、都市公園の整備など)を具体化するための詳細施策(既存ストックや遊休地等を活用した均衡ある公園の配置、民有地緑化支援制度等の創設等)を総合計画の行政案(14の詳細施策)に反映しています。(別紙2「総合計画と緑の基本計画との関連性について」参照)

委員 : 企業誘致や働き方環境の整備が掲げられているが、コロナ禍の中で、緑豊かな環境の中での生活様式が再認識されています。本文において、企業誘致や働き方環境の整備と緑の環境の保全・創出との関連性について言及されているのでしょうか。

事務局 : 総合計画行政案の重点施策である「4 地域経済 (2) 多様な働き方環境の整備」の取組方針には、「小田原の豊富な地域資源を活用したテレワークやワーケーション環境の充実を目指します。」という記載があり、具体的なアクションには、「テレワーク・ワーケーション施設の整備促進」と記載しています。令和3年度に、小田原の豊富な自然環境を活かしたテレワーク・ワーケーション施設として、「いこいの森」にある体験交流センター及びその周辺をワーケーションを想定したスペースに改修し、首都圏等からの企業誘致や移住促進に繋げていきます。

委員 : 子育てや防災の観点からも緑の基本計画に基づく計画的な緑地の保全・創出が重要と考えられるが、本文では言及されているのでしょうか。

事務局 : 総合計画の施策である「23 住環境の形成 詳細施策3 緑化の推進と公園の整備・管理」の取組方針において、子育て世代などを含めた公園利用

者が、安心して利用しやすい公園を整備していくという観点から、「安心して利用できる魅力ある公園の整備や管理」と記載しています。また、「公園の多面的な機能」には、公園が持つ機能の一つである防災の観点（震災時の避難地、延焼防止など）も含まれています。

委員 : 実行計画の施策について、緑の基本計画に関わる施策を抜粋した資料があると、総合計画と緑の基本計画の関係が分かりやすくなると思うので、検討してください。

事務局 : 総合計画における実行計画の施策と、緑の基本計画に関わる詳細施策を関連付けた資料を作成します。(別紙2「総合計画と緑の基本計画との関連性について」参照)

委員 : ウイズコロナ、ポストコロナ社会を視座に1年前倒しされることは評価する。市長が掲げる「世界が憧れるまち“小田原”」の実現のために重点施策を設定しているが、実行計画が総花的に見え、連鎖が分かりにくい状況になっており、7つの重点施策にリンクさせた施策体系が良いと考えます。

事務局 : 西村委員の意見については、みどりの審議会からの意見として、所管の企画政策課を通じて、総合計画審議会に提供いたします。

委員 : 質問なし。

委員 : 質問なし。

以上